

仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則

昭和五八年一二月二七日

仙台市規則第四四号

改正 昭和五九年三月規則第一一号

昭和五九年九月規則第五二号

昭和五九年一〇月規則第六〇号

昭和六〇年七月規則第二九号

昭和六一年九月規則第四二号

昭和六二年一〇月規則第九七号

昭和六三年二月規則第一八号

平成元年三月規則第三六号

平成元年十一月規則第一三八号

平成三年九月規則第七〇号

(題名改称)

平成五年九月規則第六八号

平成六年三月規則第二四号

(題名改称)

平成六年九月規則第七七号

平成七年九月規則第八一号

平成八年三月規則第一八号

平成八年九月規則第七一号

平成九年三月規則第四七号

平成九年一〇月規則第一〇二号

平成一〇年四月規則第四六号

平成一一年九月規則第八三号

平成一二年九月規則第一〇三号

平成一四年九月規則第七九号

平成一五年三月規則第八号

平成一五年九月規則第一〇一号

平成一八年三月規則第四九号

平成一九年九月規則第九〇号

平成二〇年三月規則第二九号
平成二三年一二月規則第八〇号
平成二四年九月規則第八三号
平成二六年九月規則第八八号

(目的)

第一条 この規則は、配偶者のない女子又は男子及び現にその扶養を受けている児童並びに父母のない児童で構成されている家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対する医療費の助成に関し必要な事項を定め、もって母子・父子家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平三、九・全改、平六、三・改正)

(定義)

第二条 この規則において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
 - 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 - 三 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
 - 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
 - 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)
 - 六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
- 2 この規則において「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第一項に規定する配偶者のない女子又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令を受けた女子であって、現に満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「児童」という。)を扶養しているものをいう。
- 3 この規則において「母子家庭の児童」とは、母子家庭の母に現に扶養されている児童をいう。
- 4 この規則において「父子家庭の父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第二項に規定する配偶者のない男子又は配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。
- 5 この規則において「父子家庭の児童」とは、父子家庭の父に現に扶養されている児童を

いう。

6 この規則において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- 一 父母と死別した者
- 二 父母の生死が明らかでない者
- 三 父母から遺棄されている者
- 四 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない者
- 五 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない者
- 六 父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者
- 七 生存している父母のうち前各号に規定する事情のいずれにも該当しない者が一人もいない者

(昭五九、三・昭五九、九・昭五九、一〇・平三、九・平六、九・平九、三・平一〇、四・平一五、三・平二六、九・改正)

(対象者)

第三条 この規則により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、本市に住所を有する母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童及び父母のない児童であって、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭五十七年法律第八十号)の規定による医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

- 一 生活保護法(昭二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項の支援給付を受けている者(同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている者を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定による支援給付を受けている者

三 母子家庭の母又は父子家庭の父で次に掲げるもの

- イ 前々年(十月分から十二月分までに係る助成にあつては、前年。以下この号及び第五号において同じ。)の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百

五号)第三条及び第四条の規定の例により計算した所得の額をいう。ただし、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第九条第一項に規定する受給資格者(母に限る。以下この号において同じ。)又は受給資格者の監護する児童が当該児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。)に係る所得の額を除き、同令第四条第二項第三号中「者(母を除く。)」とあるのは、「者」とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前々年の十二月三十一日において生計を維持したもの(以下この号において「扶養親族等でない児童」という。)がないときは百五十四万円、扶養親族等又は扶養親族等でない児童があるときは百五十四万円に当該扶養親族等又は扶養親族等でない児童一人につき三十八万円(当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する控除対象扶養親族のうち二十三歳未満の者をいう。以下このイにおいて同じ。)であるときは当該特定扶養親族等一人につき五十三万円)を加算した額以上である者

ロ 配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を同じくするものの前々年の所得の額が、その者に扶養親族等がないときは二百三十六万円、扶養親族等があるときは当該扶養親族等の数に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額以上である者

扶養親族等の数	金額
一人	二百七十四万円
二人以上	二百七十四万円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六万円を加算した額)

四 前号に掲げる者に現に扶養されている母子家庭の児童及び父子家庭の児童

五 父母のない児童のうち、その者を現に扶養する者(以下「養育者」という。)又は養育者の配偶者若しくは民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前々年の所得の額が、扶養親族等の有無及び数に応じて、第三号

口に定める額以上である者

(昭五九、一〇・昭六〇、七・昭六一、九・昭六二、一〇・平三、九・平五、九・平六、九・平七、九・平八、三・平八、九・平九、一〇・平一一、九・平一二、九・平一四、九・平一五、九・平一九、九・平二〇、三・平二三、一二・平二四、九・平二六、九・改正)

(助成金の交付)

第四条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費を除く。)が行われた場合において、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額(当該疾病又は負傷について附加給付等があった場合は、その額を加算した額)及び仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成二十三年仙台市規則第七十九号)第四条第一項の規定による助成の額を控除した額が第八条に規定する助成申請書一件につき入院に係る医療に関する給付にあっては二千元、その他の医療に関する給付にあっては千円を超えるときは、母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者に対し、当該超える額の助成金を交付する。ただし、当該超える額が百円に満たないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、対象者が月の中途において母子家庭の母、母子家庭の児童、父子家庭の父、父子家庭の児童又は父母のない児童でなくなったときは、その者がその月の末日までに受けた医療について助成を行うものとする。

3 第一項の規定による助成は、次条第一項の登録の申請が行われた日の属する月の初日(新たに対象者となった日から起算して三十日以内に申請が行われた場合には、その対象者となった日)以後に受けた医療について行うものとする。

(昭五九、三・昭五九、一〇・平元、三・平元、一一・平三、九・平七、九・平九、一〇・平一四、九・平一九、九・平二〇、三・平二三、一二・改正)

(受給資格の登録)

第五条 医療費の助成を受けようとする母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者は、あらかじめ市長に申請し、その助成を受ける資格について登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期限は、毎年九月三十日とする。ただし、第三条第二項ただし書の規定の適用を受けている場合は、同項ただし書に規定する特別の事由のなくなる日の属する月の末日と九月三十日のいずれか早い方の日を登録の有効期限とする。

3 前項の有効期限の到来後引き続き登録を受けようとする者は、あらかじめ登録の更新を市長に申請しなければならない。

4 第一項及び前項の申請は、所定の申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(平元、一一・全改、平三、九・平七、九・平八、三・改正)

(受給者証の交付)

第六条 市長は、前条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、受給者証を交付するものとする。

(平元、三・平元、一一・平七、九・改正)

(受給者証の提示)

第七条 受給者は、対象者が医療保険各法に基づく病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。

(昭五九、一〇・改正)

(助成の申請)

第八条 受給者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の助成申請書は、対象者が各月において受けた入院に係る医療に関する給付及びその他の医療に関する給付それぞれについて、保険医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては歯科診療及び歯科診療以外の診療)ごとに提出しなければならない。

(平元、三・平七、九・平一〇、四・改正)

(助成の決定等)

第九条 市長は、前条第一項の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、助成決定通知書により受給者に通知するものとする。

(平元、三・平七、九・改正)

(変更等の届出)

第十条 受給者は、第五条第四項の申請書の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が助成を受ける資格を喪失したときは、受給者(受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条に規定する死亡の届出義務者)は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(平元、三・改正、平元、一一・旧第十一条繰上・改正、平七、九・改正)

(受給者証の再交付)

第十一条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、受給者証再交付申請書により受給者証の再交付を市長に申請しなければならない。

2 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平元、三・改正、平元、一一・旧第十二条繰上、平七、九・改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第十二条 受給者は、助成に係る医療の給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(平元、三・改正、平元、一一・旧第十三条繰上、平七、九・改正)

(損害賠償との調整)

第十三条 市長は、受給者が対象者に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(平元、三・改正、平元、一一・旧第十四条繰上、平七、九・改正)

(助成金の返還)

第十四条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平元、三・改正、平元、一一・旧第十五条繰上、平七、九・改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第十五条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平元、一一・旧第十六条繰上)

(実施細目)

第十六条 この規則の実施細目は、子供未来局長が定める。

(平元、一一・旧第十七条繰上、平八、三・平一八、三・改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において現に対象者となっている者又

は同日後昭和五十九年一月三十日までの間に新たに対象者となった者について同年二月二十九日までの間に第五条の申請が行われた場合は、第四条第一項の規定による助成は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日又は新たに対象者となった日以後に受けた医療について行うものとする。

(合併に伴う経過措置)

- 3 宮城町の編入の際、現に旧宮城町母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年宮城町条例第二十八号)の規定に基づきなされている受給資格の登録は、この規則の相当規定に基づく受給者の登録とみなす。

(昭六二、一〇・追加、平五、九・旧第四項繰上)

- 4 秋保町及び泉市の編入の際、現に旧秋保町母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年秋保町条例第十七号)の規定に基づきなされている受給資格の登録及び旧泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年泉市条例第十九号)の規定に基づきなされている受給資格の登録は、それぞれこの規則の相当規定に基づく受給者の登録とみなす。

(昭六三、二・追加、平五、九・旧第五項繰上)

附 則(昭五九、三・改正)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭五九、九・改正)

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則(昭五九、一〇・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市母子家庭等医療費の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項の規定は、この規則の施行の日において現にこの規則による仙台市母子家庭等医療費の助成に関する規則の改正により新たに改正後の規則第三条第一項に規定する対象者とされた者となっている者について昭和五十九年十一月三十日までに改正後の規則第五条に規定する登録の申請がなされた場合においては、改正後の規則第四条第三項の規定にかかわらず、同年十月一日(その日後に当該対象者とされた者となるべき事由が生じた場合は、当該事由の生じた日)以後に受けた医療について適用する。

附 則(昭六〇、七・改正)

この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭六一、九・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭六二、一〇・改正）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

ただし、附則に一項を加える改正規定は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平元、三・改正）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平元、一一・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三、九・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に対象者となっている者又は施行日後平成三年十月三十一日までの間に新たに対象者となった者について同年十一月三十日までの間に第五条に規定する登録の申請が行われた場合は、第四条第一項の規定による助成は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日又は新たに対象者となった日以後に受けた医療について行うものとする。

附 則（平五、九・改正）

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平六、三・改正）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平六、九・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、平成六年四月一日か

ら平成七年三月三十一日までの間に十八歳若しくは十九歳に達する者又は平成六年十月一日から平成七年三月三十一日までの間に二十歳に達する者を現に扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第五条第三項の規定による申請をして登録の更新を受けた者のうち、当該申請に係る申請書に改正後の規則第二条第三項、第五項及び第六項の規定により新たに対象者となる者について記載をしたものは、当該新たに対象となる者につき改正後の規則第五条第一項の規定による申請をしたものとみなす。

附 則（平七、九・改正）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平八、三・改正）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平八、九・改正）

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平九、三・改正）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平九、一〇・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平一〇、四・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に総合病院において受けた医療に係る助成申請書の提出については、改正後の第八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平一一、九・改正）

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平一二、九・改正）

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平一四、九・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平一五、三・改正）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平一五、九・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項第三号の規定は、平成十五年四月一日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平一八、三・改正）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平一九、九・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項第二号及び第四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平二〇、三・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第三条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平二三、一二・改正)

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則(平二四、九・改正)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則(平二六、九・改正)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。